

総務省組織令の一部を改正する政令参照条文

目次

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	1
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）	3
○ 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）	12
○ 日本郵便株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）	12
○ 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）	12
○ 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）（抄）	13
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）	15
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）	15
○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	15
○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	16
○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）	17

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2 4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5 （略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 57 （略）

五十八 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること。

五十九 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。

六十 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること。

六十一 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること。

- 六十二 日本放送協会に関すること。
- 六十三 非常事態における重要通信の確保に関すること。
- 六十四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。
- 六十五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。
- 六十六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
- 六十七 電波の利用の促進に関すること。
- 六十八 周波数標準値の設定、標準電波の発射及び標準時の通報に関すること。
- 六十九 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。
- 七十 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。
- 七十一 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 七十二 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものに関すること。
- 七十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。
- 七十四 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができないものとされる事業をいう。）に関すること。
- 七十五 郵便認証司に関すること。
- 七十六 信書便事業の監督に関すること。
- 七十七 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
- 七十八 九十九（略）
- 九十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 九十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九十三 九十五（略）
- 九十六 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務
- （略）

○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

目次

第一章	本省
第一節	秘書官（第一条）
第二節	内部部局等
第一款	大臣官房及び局並びに政策統括官及びサイバーセキュリティ統括官の設置等（第二条―第十五条）
第二款	特別な職の設置等（第十六条―第十九条）
第三款	課の設置等
第一目	大臣官房（第二十条―第二十六条）
第二目	削除
第三目	行政管理局（第三十六条―第三十九条）
第四目	行政評価局（第四十条―第四十四条の二）
第五目	自治行政局（第四十五条―第五十四条）
第六目	自治財政局（第五十五条―第六十一条）
第七目	自治税務局（第六十二条―第六十六条）
第八目	国際戦略局（第六十七条―第七十五条）
第九目	情報流通行政局（第七十六条―第九十条）
第十目	総合通信基盤局（第九十一条―第九十九条）
第十一目	統計局（第一百条―第一百八条）
第十二目	政策統括官（第一百九条）
第十三目	サイバーセキュリティ統括官（第二百二十条）
第三節	審議会等（第二百一十一条―第二百五条の二）
第四節	施設等機関（第二百二十六条―第二百三十二条）
第五節	地方支分部局（第二百三十三条―第二百四十条）
第二章	（略）
附則	
（情報流通行政局の所掌事務）	
第十一条	情報流通行政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること。
  - 二 放送（有線放送を含む。以下同じ。）に係る情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に関すること（有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものを除く。）。
  - 三 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の整備の促進に関すること。
  - 四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること。
  - 五 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること（国際戦略局及び総合通信基盤局並びにサイバーセキュリティ統括官の所掌に属するものを除く。）。
  - 七 放送業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
  - 八 日本放送協会に関すること。
  - 九 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
  - 十 郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）に関すること。
  - 十一 郵便認証司に関すること。
  - 十二 信書便事業の監督に関すること。
  - 十三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。
  - 十四 印紙の売りさばきに関する業務に関すること。
  - 十五 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。
  - 十六 情報通信審議会の庶務に関すること。
  - 十七 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。
  - 十八 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
  - 十九 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。
  - 二十 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること。
  - 二十一 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること。
- 第十二条 郵政行政部は、前項第十号から第十四号まで、第二十号及び第二十一号に掲げる事務をつかさどる。
- （総合通信基盤局の所掌事務）
- 第十二条 総合通信基盤局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に関すること（放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限る。）。
  - 二 電気通信業の発達、改善及び調整に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 非常事態における重要通信の確保に関すること。
  - 四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること（放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）を除く。）。
  - 五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探查に関すること。
  - 六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。
  - 七 電波の利用の促進に関すること（国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。）。
  - 八 分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管庁等（国際電気通信連合憲章附属書に規定する主管庁又は事業体をいう。第九十九条第八号において同じ。）との連絡並びに国際電波監視機関との連絡に関すること。
  - 九 電波監理審議会の庶務に関すること。
  - 2 電気通信事業部は、前項第一号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）を、同項第二号に掲げる事務及び同項第三号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
  - 3 電波部は、第一項第一号及び第三号に掲げる事務（無線に係るものに限る。）並びに同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。
- （国際戦略局に置く課等）
- 第六十七条 国際戦略局に、次の七課及び参事官一人を置く。

国際戦略課  
 技術政策課  
 通信規格課  
 宇宙通信政策課  
 国際展開課  
 国際経済課  
 国際協力課

（参事官の職務）

第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る）、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項

に係るものをつかさどり、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

第九目 情報流通行政局

(情報流通行政局に置く課等)

第七十六条 情報流通行政局に、郵政行政部に置くもののほか、次の九課及び参事官一人を置く。

総務課

情報通信政策課

情報流通振興課

情報通信作品振興課

地域通信振興課

放送政策課

放送技術課

地上放送課

衛星・地域放送課

2 郵政行政部に、次の四課を置く。

企画課

郵便課

貯金保険課

信書便事業課

(総務課の所掌事務)

第七十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報流通行政局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 情報流通行政局の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

三 情報通信行政・郵政行政審議会の庶務に関すること。

四 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、情報流通行政局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(情報通信政策課の所掌事務)

第七十八条 情報通信政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策(技術に関するものを除く。)の企画及び立案並びに推進に関すること(参事官の所掌に属するものを除く。)

二 情報の電磁的流通の円滑化のための制度の整備その他の環境の整備に関すること(情報通信作品振興課の

所掌に属するものを除く。）。

- 三 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。
- 四 国際戦略局等の所掌事務に係る事業に必要な資金の融通に関する事務の総括に関すること。
- 五 国際戦略局等の所掌事務に関する財政投融资計画に関する事務の総括に関すること。
- 六 国際戦略局等の所掌事務に関する統計に関すること。
- 七 情報通信審議会の庶務に関すること。
- 八 総合通信局及び沖繩総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

（企画課の所掌事務）

第八十七条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政行政部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
  - 二 郵政行政部の所掌事務に係る国際協力に関すること。
  - 三 郵政行政部の所掌に属する国際関係事務（次条第三号に掲げるものを除く。）の総括に関すること。
  - 四 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十四条第一項、日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第十六条第一項、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十五条第一項及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十一条第一項の規定に基づく検査並びに独立行政法人通則法第六十四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項の規定に基づく独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること。
  - 五 郵政事業のうち郵便事業、銀行代理業、保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。第八十九条第一号において同じ。）及び所屬保険会社等（同法第二条第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう。同号において同じ。）の事務の代行以外のものに関すること。
  - 六 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の行う郵便局ネットワーク支援業務に関すること。
  - 七 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社の組織及び運営一般に関すること。
  - 八 前各号に掲げるもののほか、郵政行政部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- （郵便課の所掌事務）
- 第八十八条 郵便課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 郵政事業のうち郵便事業に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。
  - 二 郵便認証司に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。
  - 三 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便に関する国際的取決めを協議



し、及び締結すること並びに万国郵便連合その他の機関と連絡すること。  
四 印紙の売りさばきに関する業務に関すること（前条第四号に掲げるものを除く。）。

（貯金保険課の所掌事務）

第八十九条 貯金保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集及び所属保険会社等の事務の代行に係るものに関する事（第八十七条第四号に掲げるものを除く。）。

二 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関する事（第八十七条第四号に掲げるものを除く。）。

（信書便事業課の所掌事務）

第九十条 信書便事業課は、信書便事業の監督に関する事務をつかさどる。

第十目 総合通信基盤局

（総合通信基盤局に置く課）

第九十一条 総合通信基盤局に、電気通信事業部及び電波部に置くもののほか、総務課を置く。

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術システム課

消費者行政第一課

消費者行政第二課

3 電波部に、次の四課を置く。

電波政策課

基幹・衛星移動通信課

移動通信課

電波環境課

（総務課の所掌事務）

第九十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総合通信基盤局の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二 電波監理審議会の庶務に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、総合通信基盤局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(事業政策課の所掌事務)

第九十三条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に属すること(放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限る。データ通信課及び電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。)

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に属すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条に規定する電気通信事業の登録に属すること。

四 電気通信事業法第一百七十七条第一項に規定する電気通信事業の認定に属すること。

五 電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に属すること(国際戦略局の所掌に属するものを除く。)

六 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(料金サービス課の所掌事務)

第九十四条 料金サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 料金その他の電気通信役務に関する提供条件に関すること(データ通信課の所掌に属するものを除く。)

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること(国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く。)

(データ通信課の所掌事務)

第九十五条 データ通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 データ通信に係る情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること(電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。)

二 電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出の受理に関すること。

三 電気通信事業(データ通信を行うものに限る。の発達、改善及び調整に関すること(国際戦略局及び電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。))。

(電気通信技術システム課の所掌事務)

第九十六条 電気通信技術システム課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律(放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の規律に限る。)に関する技術的事項に関すること。

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する電気通信業の技術に係る事項に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

三 非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

（消費者行政第一課の所掌事務）

第九十七条 消費者行政第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務の総括に関すること。

二 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（消費者行政第二課の所掌に属するものを除く。）。

（消費者行政第二課の所掌事務）

第九十八条 消費者行政第二課は、電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものをつかさどる。

（情報通信行政・郵政行政審議会）

第九十九条 情報通信行政・郵政行政審議会は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十

五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、郵便

法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命

保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第

九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、情報通信行政・郵政行政審議会に關し必要な事項については、情報通信行政・郵政行政審議会令（平成十五年政令第八十一号）の定めるところによる。

#### 附 則

（情報流通行政局の所掌事務の特例等）

第六条 情報流通行政局は、第十一条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。この場合において、同条第二項中「第二十一号」とあるのは、「第二十一号並びに附則第六条第一項各号」とする。

一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

二 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局は、第十一条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務をつかさどる。この場合におい

て、第十一条第二項中「事務」とあるのは、「事務並びに附則第六条第二項に規定する事務」とする。

(国際戦略局参事官の設置期間の特例)

第十七条 第六十七条の参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報流通行政局参事官の設置期間の特例)

第十八条 第七十六条第一項の参事官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

(情報流通行政局郵政行政部企画課の所掌事務の特例)

第十九条 情報流通行政局郵政行政部企画課は、第八十七条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下この号及び附則第二十二条第一項において「整備法」という。)附則第四十二条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第五十八条第一項の規定に基づく検査に関すること。
- 二 郵政民営化法に規定する事務(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。

(情報流通行政局郵政行政部貯金保険課の所掌事務の特例)

第二十条 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務(前条第一号に掲げるものを除く。)をつかさどる。この場合において、第八十七条第三号中「次条第三号」とあるのは、「次条第三号及び附則第二十条第一項第二号」とする。

- 一 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。
- 二 条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

2 情報流通行政局郵政行政部貯金保険課は、第八十九条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法に規定する事務のうち同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行及び同法第二百六条に規定する郵便保険会社に係るもの(同法第一百八条第一項及び第二項並びに第四百四十六条第一項及び第二項の規定に基づく検査に関するものを除く。)をつかさどる。

(恩給管理官の職務の特例)

第二十一条 恩給管理官は、第一百十九条第六項に規定する事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち附則第七条各号に掲げる事務を助ける。

(情報通信行政・郵政行政審議会の所掌事務の特例)

第二十二条 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百五条第一項に定めるもののほか、当分の間、整備法附

則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百十四号）第七十四条、整備法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第六十八条、整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第五十五条、整備法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成二年法律第七十二号）第七条の二第二項及び整備法附則第四十八条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 情報通信行政・郵政行政審議会は、第二百二十五条第一項及び前項に定めるもののほか、令和六年三月三十一日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）附則第十一条の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

#### ○日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（報告及び検査）

第十四条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

#### ○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（報告及び検査）

第十六条 総務大臣は、この法律及び前条第一項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

#### ○郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

(報告及び検査)

第六十五条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

### ○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第一百号)(抄)

(役員及び職員の注意義務)

第十条 機構の役員及び職員は、第十三条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務(以下「郵便貯金管理業務」という。)並びに同条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務(以下「簡易生命保険管理業務」という。)に関する職務を行うに際しては、第十九条第一号に定める郵便貯金勘定に属する資産(業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「郵便貯金資産」という。)及び同条第二号に定める簡易生命保険勘定に属する資産(業務の用に供するもの及び日常の支出に必要なものを除く。以下「簡易生命保険資産」という。)の運用の重要性を認識し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四号。以下この号及び第二十八条第一項第一号において「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十八号)附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。

二 整備法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号。以下この号及び第十六条第一項において「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる

る旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。

三 郵便局ネットワークの維持の支援に関する次に掲げる業務を行うこと。

イ 郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。  
ロ 拠出金を徴収すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

6 (略)

(業務の委託)

第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託しなければならない。

2・3 (略)

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

6 (略)

(拠出金の徴収)

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2・5 (略)

(報告及び検査)

第三十一条 総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定による委

託若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託又は第十八条第一項の規定による委託若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者に対し、その委託若しくは再委託を受けた業務に報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所を立ち入り、その委託若しくは再委託を受けた業務に関し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 （略）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（報告及び検査）

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 （略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（立入検査）

第十六条 行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に特定事業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又はその業務に関し関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項の規定は、特定事業者である日本銀行については、適用しない。

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）  
23 （略）



24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 （略）

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。  
27 42 （略）

## ○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（基礎的電気通信役務の提供）

第七条 基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき次に掲げる電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

- 一 電話に係る電気通信役務であつて総務省令で定めるもの（以下「第一号基礎的電気通信役務」という。）
- 二 高速データ伝送電気通信役務（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は影像を高速で送信し、及び受信することが可能なもの（専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。）を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務をいう。第一百条の五第一項において同じ。）であつて総務省令で定めるもの（以下「第二号基礎的電気通信役務」という。）

（媒介等の業務の届出等）

第七十三条の二 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所
- 四 当該媒介等の業務に係る電気通信役務についての第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の別
- 五 その他総務省令で定める事項

2 前項の届出をした者（以下「届出媒介等業務受託者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更につ

いては、この限りでない。

3 届出媒介等業務受託者が前二項の規定による届出に係る第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務（以下この項及び次項において「届出媒介等業務」という。）を行う事業の全部を譲渡し、又は届出媒介等業務受託者について合併、分割（届出媒介等業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、届出媒介等業務受託者の地位を承継する。この場合において、届出媒介等業務受託者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 届出媒介等業務受託者は、届出媒介等業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

5 届出媒介等業務受託者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

#### ○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保）

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間（第一百四条に規定する日又は第三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

（定義）

第九十四条 この章において「郵便貯金銀行」とは、銀行業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

（通則）

第三百三条 郵便貯金銀行については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第一百四条 郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便貯金銀行に係る特定日」という。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第一百六条及び第二百二十二条第三項から第五項までを除く。）次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

- 一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日
- 二 次条第一項の決定があつた日

(立入検査)

第一百八条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者を含む。）の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 3 6 (略)

(定義)

第二百六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(通則)

第三百三条 郵便保険会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

第三百四条 郵便保険会社については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便保険会社に係る特定日」という。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第三百三十六条を除く。次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

- 一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の全部を処分した日
- 二 次条第一項の決定があつた日

(立入検査)

第四百六条 内閣総理大臣又は総務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、郵便保険会社の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は総務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に郵便保険会社の子法人等若しくは郵便保険会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、郵便保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 3 6 (略)